

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

令和2年10月28日

水曜日

号外

## 目次

<b>選挙管理委員会告示</b>	
○政治団体の設立届出の公表	1
○政治団体の名称等の異動届出の公表	2
○政治団体の解散届出の公表	
○当選人の住所及び氏名	3
○不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し	4

~~~~~

## 告 示

~~~~~

### 富山県選挙管理委員会告示第58号

政治団体の設立届出の公表について

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第 6 条第 1 項の規定により、令和 2 年 9 月中に次の政治団体から設立届出がなされたので、次のとおり公表する。

令和 2 年10月28日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	設 立 年月日	届 出 年月日
国民民主党富山県総支部連合会	村田 正示	橋本 雅雄	富山市上本町8 - 6 福一ビル西町 2 F	○	R2. 9.16	R2. 9.23

(2) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類 (第2号)	設 立 年月日	届 出 年月日
立憲民主党富山県第1区総支部	西尾政英	浦田 勤	富山市上本町8 - 6 福一ビル西町 3 F	衆議院議員 (候補者)		R2. 9.23	R2. 9.28

## (3) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
こどもみらい富山	島 隆 之	島 隆 之	富山市布目1105-5	R2. 9.18	R2. 9.18
大 盛 会	齋 藤 博	猿 田 淳 子	富山市向新庄町5-7-35	R2. 9.30	R2. 9.30

## 富山県選挙管理委員会告示第59号

政治団体の名称等の異動届出の公表について

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、令和2年9月中に次の政治団体の届出事項の異動届出があったので、次のとおり公表する。

令和2年10月28日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	届出年月日
石井たかかず高岡後援会	塩谷 雄一	代 表 者	塩 谷 雄 一	川 村 人 志	R2. 9.5	R2. 9.8
織田伸一後援会「南伸会」	山本 正勝	政治団体の名称	織田伸一後援会「南伸会」	南 伸 会	R2. 9.13	R2. 9.14
		代 表 者	山 本 正 勝	横 越 照 正		

## 富山県選挙管理委員会告示第60号

政治団体の解散届出の公表について

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、令和2年9月中に次の政治団体から解散届出がなされたので、次のとおり公表する。

令和2年10月28日

## 富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

## (1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
国民民主党富山県総支部連合会	村田正示	橋本雅雄	富山市上本町8-6 福一ビル西町2F	R2. 9.11	R2. 9.15
国民民主党富山県第2区総支部	村田正示	橋本雅雄	富山市上本町8-6 福一ビル西町2F	R2. 9.11	R2. 9.15
国民民主党富山県第3区総支部	村田正示	橋本雅雄	富山市上本町8-6 福一ビル西町2F	R2. 9.11	R2. 9.15
国民民主党富山県第1区総支部	西尾政英	浦田勤	富山市上本町8-6 福一ビル西町2F	R2. 9.11	R2. 9.24

## (2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
五本幸正後援会	金尾雅行	岡田重治	富山市岩瀬諏訪町10	R2. 9.2	R2. 9.2

## 富山県選挙管理委員会告示第61号

当選人の住所及び氏名について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により、令和2年10月25日執行の富山県知事選挙における当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和2年10月28日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

住 所 氏 名

富山県富山市千石町五丁目7番11号

新 田 八 朗

**富山県選挙管理委員会告示第62号**

不在者投票を行うことができる施設の指定の取消しについて

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票を行うことができる施設を次のとおり取り消したので告示する。

令和2年10月28日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

施設の種類	名 称	所 在 地
病院	医療法人社団桜仁会 富山さくら病院	富山市下新本町3番5号